

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

第1175号

① 日の出ハイッ(世帯用)

- 一、住宅の所在地 本山町本山76番地1
- 二、公募戸数 1戸(3階)
- 三、間取り 和室(6畳1室)、洋室(2室計15畳)、LDK(9畳)、浴室、トイレ(洋式)、物置、駐車場あり
- 四、家賃、敷金等
家賃 30,000円
敷金 家賃の3か月分
共益費 浄化槽の維持管理費等

○住宅入居者の資格

- ・所得月額が15万8000円以上25万9千円以下で、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、または同居しようとする親族がある者。
- ・税等の滞納がないこと。
- ・暴力団員でないこと。

② 吉野第2団地(世帯用)

- 一、住宅の所在地 本山町吉野400番地1
- 二、公募戸数 1戸(2階)
- 三、間取り 和室(6畳1室)、洋室(約6畳2室)、LDK(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、駐車場(1台分)あり、物置他

四、家賃、敷金等

家賃 15,600円(所得月額より算定します)

敷金 家賃3か月分
共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり

○住宅入居者の資格

- ・居住する住宅に困窮していることが明らかなきでその者と同居しようとする親族がある者。
- ・所得月額が15万8000円以下であること。(ただし高齢者、障害者又は災害にやむを得ない場合は21万4千円以下)
- ・所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細は、お問い合わせください。
- ・税等の滞納がないこと。
- ・暴力団員でないこと。

【申込方法】

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要事項を記入し、同居しようとする親族全員の住民票所得金額の証明書(源泉徴収票の写し等)を添付して、総務課へ提出してください。

【申し込み期限】5月29日(金)まで

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22233

立候補予定者・運動員等説明会の開催について

開催について

令和8年7月19日執行予定の本山町議会議員選挙に伴い、立候補予定者・運動員等説明会を左記のとおり行います。

【日時】令和8年5月28日(木)午前10時

【場所】本山町役場3階 議場

【問い合わせ先】

本山町選挙管理委員会 電話 76-22233

「本山町小規模事業者持続化補助金」の募集について

経済不況の煽りを受けて厳しい状況にある事業者が持続的な経営に向けた経営計画を策定し、その計画に沿って行う地道な販路開拓や業務効率化(事業存続)の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

【補助対象者】

本山町内に店舗、事務所または工場等を有し、事業を開始してから3年以上が経過している小規模事業者

【補助金額】

補助対象経費の1/2以内
(補助対象者あたり30万円を上限とする)

【申請書等について】

まちづくり推進課、もしくは本山町ホームページからダウンロードしてください。

【ホームページ掲載箇所について】

本山町ホームページ

申請書ダウンロード

本山町小規模事業者持続化補助金について

【申込み・問い合わせ先】

本山町商工会

電話 76-21600

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-3916

計量器の定期検査のお知らせ

「取引」または「証明」に使用する計量器は、計量法で二年に一度知事の実施する定期検査を受検することが義務づけられています。

本年が検査の年となっております。このとおり実施されますので、受検してください。

なお、不明な点がある場合は、高知県工業技術センターまたは、まちひろ推進課までお問い合わせください。

【日時】

令和8年5月26日(火) 午後1時～午後4時

【時間・場所】

本山町役場 1階 もじやまホール

【受検手数料】

種類・能力別に金額が異なります。

1台につき500円～6,000円

受付時に徴収しますので、お忘れのないようお願いいたします。

【問い合わせ先】

高知県工業技術センター

電話 0888-845-7770

まちひろ推進課 電話 76-3916



第69回金婚夫婦祝禱式典について

【対象】

昭和51年1月1日から同年12月31日まで、に婚姻届を提出されたこと、高知県在住の「ご夫婦」

(それ以前の届け出でも初めて申し込み方は可)

※事情により、婚姻が遅れた方は係りに相談ください。

※これまで一度お申込みいただいたご夫婦の再申し込みはできません。回卒より承ってください。

【申し込み方法】

申し込み用紙(高知新聞企業ホームページからダウンロードできます。)もしくは便箋にご夫婦に関する左記の項目を漏れなく明記し、郵送または「持参」ください。

- ① 氏名(ふりがな)
- ② 生年月日
- ③ 年齢
- ④ 職業
- ⑤ 郵便番号
- ⑥ 住所
- ⑦ 電話番号(携帯電話含む)
- ⑧ 結婚記念日
- ⑨ 氏名等の新聞掲載可否

【郵送・持参先】

〒780-8606 高知市本町3-2-15

(株)高知新聞企業 事業部「金婚式」係

インターネット上の応募を受け付けています。

詳細は高知新聞企業のウェブサイトを閲覧ください。

※応募の際に戸籍抄本は必要ありません。

※代理で申し込みの際は、必ず参加ご夫婦の同意を得た上で、申し込みをお願いします。その際、記入者の氏名、ご夫婦との関係、電話番号(携帯電話含む)を記入してください。

※ご夫婦にまつわるエピソードがありましたら、申し込みの際に付記してください(任意)。取材の参考にさせていただきます。

【締め切り】

令和8年6月5日(金)まで(必着)

【式典日時】

令和8年9月1日(火) 午後2時 開始

【会場】ザ・ミーニッツ(南国市)

【行事】

関係各位からご祝辞をいただき、祝辞状や記念品を贈呈して祝福します。

【参加者への通知】

高知新聞企業から参加者入式典の通知をします。当日は、役場から送迎もできます。8月上旬頃参加者に直接案内しますので、ご利用ください。

※個人情報取り扱いについて

応募の際に記入いただいた個人情報、高知新聞紙面での氏名・市町村名の紹介、運営上の管理及び本人への連絡の用途に限り利用します。

【問い合わせ先】

(株)高知新聞企業 事業部内「金婚式」係

電話 0888-8250-43288

空き家対策支援事業について

◆空き家活用補助事業について

～負担を軽減しながらリフォームが可能です～

空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又はNPO法人等が、住宅確保要支援者の居住に使用する住居として活用するために行う改修工事などに係る費用を補助します。

【改修補助の条件】

- ① 1戸建の住宅であること
- ② 耐震性が確保されていないこと
- ③ 個人の所有であること
- ④ 1年以上空き家状態であること
- ⑤ 10年以上空き家バンクに登録していること
- ⑥ 親等以内の者が空き家を賃貸又は譲渡しないこと

【補助対象限度額について】

空き家改修費270万円を上限に補助します。(昭和56年以前に建設された建物の場合、耐震改修費1,050万円を上限に上乗せされます)

◆老朽住宅除去補助事業について

～事件放置された空き家の除去を促進します～

本山町内の緊急輸送道路や避難路の沿道に位置する住宅で、住宅密集地域に位置する老朽化した住宅または、倒壊の虞のある周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある住宅の除去を行う方針に対し、予算の範囲内において、除却工事にかかる経費の一部を補助します。

【住宅除去の条件について】

- ① 町内にある空き家で、倒壊した場合町内の定める避難路等を閉塞する恐れがある建物
- ② 町が定める老朽化度の測定基準を満たす建物など

【補助対象限度額について】

除却工事費の80%、167万5千円までを上限に補助が受けられます。

(例) 除却工事費が100万円であれば80万円の補助

【問い合わせ先】 建設課 76-30017

本山町住宅断熱改修費補助金の

事前相談について

本山町は、脱炭素社会の実現に向けて既存住宅の省エネルギー化を促進するため、既存戸建て住宅の断熱改修を行う所有者等に対して経費の一部の補助を予定しています。この事業へ申込を希望される方の事前相談を受け付けます。

【補助対象者】

- 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。
- (イ) 自らが常時居住するために住宅を所有する個人
- (ロ) 自らが常時居住するために住宅を改修し当該住宅を所有する個人

※令和6年1月31日までに町に実績報告が可能な改修に限る

【補助対象住宅】

- 次の各号のいずれかに該当するもの。
- (1) 本山町内に存在する既存戸建て住宅かつ専用住宅であること
- (2) 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。
- イ) 新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。)に適合していること。

(ロ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7

年法律第123号)「基本」(地震に対する安全上耐震関係規定)に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第180号)に適合(補助事業の完了時点で、耐震改修工事による適合率を確保)していること。

(3) 過去1年の要綱に基づき補助金の交付を受けたことがないものであること。

(4) 国及び他の同種の補助金の交付を重複して受けたりしないことであること。ただし、補助対象が重複しない場合はこの限りではない。

【補助対象製品】

断熱材・窓・ガラス・玄関ドア

【補助率及び補助金の限度額】

補助率：補助対象経費の1/3以内
限度額：120万円/戸(このうち、玄関ドアは見積書の金額と15万円のいずれか低い額の3分の1以内、限度額5万円/㎡)

※補助金額算出方法については町ホームページには政策企画課ページを確認してください。

【注意】

この募集は県の交付決定を受ける前の事前相談となります。県の交付決定額によって補助条件が変更になる場合もありますのでご了承ください。県からの交付決定後に本募集を行います。

【事前相談期間】

令和8年6月12日(金)まで

【問い合わせ先】

政策企画課 電話 76-30015

本山町住宅用太陽光発電設備等

推進事業費補助金について

本山町は、地域資源である太陽光を活用し、2050年カーボンニュートラル実現に向けたCO2の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備の導入促進を図ることを目的に、発電システム及び蓄電池設備等の導入に要する経費の一部を補助します。

【補助対象事業】

自ら居住し、又は居住を予定している住宅、又は当該住宅が存する敷地内に太陽光発電設備及び蓄電設備等（V2H 充放電設備を含む。）を導入し、発電した電力は専ら住宅において自家消費する個人に対してとする。

①住宅用太陽光発電設備設置

太陽光発電設備を導入する経費（工事費を含む。）

②住宅用蓄電池等設備設置

- (1) 蓄電池設備を導入する経費（工事費を含む。）
- (2) V2H 充放電設備を導入する経費（工事費を含む。）

【補助金額】

①住宅用太陽光発電設備設置

発電システムを構成する太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力値もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方

(キロワット単位) × 4万円 (千円未満切捨て)
※1件当たりの上限額は20万円とする。

②住宅用蓄電池設備設置

(1) 蓄電池設備容量

(キロワットアワー単位) ×

4万円 (千円未満切捨て)

※1件当たりの上限額は40万円とする。

(2) V2H 充放電設備設置

左記のいずれかの少ない方

- ・次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金において銘柄ごとに定める補助金交付上限額（補助率1/2分に0.4を乗じた金額（千円未満切捨て））
- ・V2H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額（千円未満切捨て）
- （1件当たりの上限額は30万円とする。）

※国その他補助金等の収入がある場合は、その額を控除する。（千円未満切捨て）

※令和9年1月31日までに町に実績報告ができること。

【申込締切日】

令和9年10月30日（金）

【申込み・問い合わせ先】

政策企画課 電話 76-30915

※申請書類の様式及び添付書類は町ホームページ及び政策企画課にあります。

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談委員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で開設される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 5月21日（木）午前10時から正午

【場所】 役場1階 もとやまホール

【行政相談委員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22223

